

大阪柔整だより

大阪が変われば日本の療養費が変わる

平成 28 年 3 月 26 日(土) 16:00~18:30

大阪保険講演会開催

大阪府柔道整復師会の

療養費適正化理念を発表します。

大阪府の市町村国保における、被保険者一人あたりの柔道整復療養費費用額は 8,790 円です。全国平均が 3,692 円、第 2 位の和歌山県が 5,711 円であることを考えると大阪が突出していることは良くわかると思います。

また、柔整療養費をビジネスと捉えられ大きな社会問題となっています。このような現状を踏まえ保険者などの間で療養費適正化の必要性が強く訴えられています。

大阪府柔道整復師会は平成 23 年 2 月、公益社団法人に認定された団体です。大切な府民の財源を適正に取り扱うことを念頭に本会では「療養費適正化理念」を策定しました。

業界自ら、療養費適正化に取り組むのは非常に勇気が要ることです。

しかし、今こそ柔道整復師として対外的に信頼を得て、府民のために療養費適正化が必要であれば、公益社団として当然、取り組まなければなりません。これは公益社団の責務であり、業界のためにもなります。

本講演会においては、一般社団法人大阪臨床整形外科医会様からご後援いただいております。これは本会の取り組みに対して一定の理解を示していただいておりますが、これからの取り組みがどのように完遂するのか、注視されているところであります。

更には保険者の方々にもご登壇いただき、策定した理念について忌憚のないご意見をお聞きしたいと考えています。

大阪が変われば日本の療養費が変わる。会員の先生方には、その第一歩となる療養費適正化理念の発表の場に是非ご出席いただき、府民のため、国民のために、今、変わらなければならないことをご理解ください。

是非、ご参加ください

介護保険のコラム Vol.12

～ 認知症施策のご紹介 その 2 ～

前回に引き続き、大阪府下で実施されている認知症施策をご紹介します。

(1) 日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理、書類等の預かりサービスを提供します。

詳細は、各市町村社会福祉協議会、大阪府社会福祉協議会にお問い合わせください。

(2) 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方に対して、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を家庭裁判所が選び、本人を法律的に支援する制度です。

判断能力が十分でなくなってから利用する「法定後見制度」と、判断能力が十分でなくなった場合に備えて、「誰に」「何を手伝ってほしいか」などを決めて公正証書を作成しておく「任意後見制度」があります。

申し立てができるのは、本人、配偶者、四親等以内の親族及び市町村長（本人の福祉を図るため特に必要があると認める場合）等です。

詳細は、各市町村、各市町村社会福祉協議会、大阪府社会福祉協議会、地域包括支援センター、ご本人がお住まいの地域を所管する家庭裁判所にお問い合わせください。

(3) 大阪弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」

「ひまわり」の弁護士が、高齢者・障害者の虐待、成年後見、財産管理、遺言、相続などの様々な相談に応じます。相談内容に応じて、出張相談や来館相談を行っています。

・ 電話相談 TEL : 06-6364-1251 毎週 火・水・金(祝祭日除く) 13:00～16:00

相談無料（通話料金は相談者負担）

日々の業務の中で、認知症に関する相談を受けた時にお役立て頂けましたら幸いです。

柔整介護ステーション 管理者 竹川朋典

* 大阪建設国民健康保険組合被保険者証の更新について *

- ・ 保険証の色調：ピンク
 - ・ 記 号 番 号：建国 2 桁－ 5 桁数字
 - ・ 交 付 年 月 日：平成 2 8 年 4 月 1 日
 - ・ 有 効 期 限：平成 2 9 年 3 月 3 1 日
- ※ 7 5 歳になる場合は誕生日の前日まで

保険者変更通知

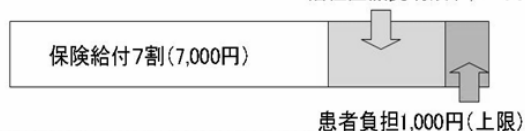
変更前	内容	変更後	変更日
第9航空団司令 07470610 第83航空隊司令 07470602	統 合	第9航空団司令 07470610	H28年1月31日
国産電機健康保険組合 06220578	名称変更	マーレエレクトリック健康保険組合 06220578	H28年2月1日
京阪電気鉄道健康保険組合 06271126	名称変更	京阪グループ健康保険組合 06271126	H28年4月1日
第一貨物健康保険組合 06060099	解 散	全国健康保険協会 山形支部 01060011	H28年4月1日
第一工業製薬健康保険組合 06260145	解 散	全国健康保険協会 各都道府県支部	H28年4月1日
兵庫県石油健康保険組合 06281182	解 散	全国健康保険協会 兵庫支部 01280015	H28年4月1日
日生協健康保険組合 関西支部 06273478 コープこうべ健康保険組合 06281067	合 併	日生協健康保険組合 関西支部 06273478	H28年4月1日
法務省共済組合 検 察 庁 大 阪 支 部 31270051 法務省共済組合 大津地方検察庁支部 31250038 法務省共済組合 京都地方検察庁支部 31260086 法務省共済組合 神戸地方検察庁支部 31280068 法務省共済組合 奈良地方検察庁支部 31290026 法務省共済組合 和歌山地方検察庁支部 31300015	統 合	法務省共済組合 検察庁大阪支部 31270051	H28年4月1日

大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合 福祉医療費助成(2,000円)



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。

福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、左記に示す様なイメージとなっております。

また、患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様にお願ひします。